

第8日

令和5年3月1日（水）

午後1時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、6番佐々木明子議員の質問を許可します。6番佐々木議員。

（6番佐々木明子君登壇）

○6番（佐々木明子君） 皆さん、こんにちは。議員活動最後の一般質問で初めてトリを務めさせていただくこととなりました。6番佐々木明子でございます。

本日は、公私ともにお忙しい中、傍聴にお越しくださいますありがとうございます。またインターネットで御覧の皆様ありがとうございます。

まずもって今年度末で退職されます時津部長、山南部長、中山部長、そのほか19名の職員の皆様、本当に長い間お疲れさまでございました。特に、ここ数年は、災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症対策と、気の休まる暇もなかったことでしょう。御尽力に心から感謝申し上げます。

退職後の進む道は、それぞれとは思いますが、できましたら、これまでの行政経験を生かして市政の推進に御支援、御協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

さて、私事ではありますが、今期をもちまして議員を退くこととしました。人生の黄昏時になってからの議員活動は、議会用語を覚えるのも一苦勞でした。1期目、平成29年7月朝倉市を襲った未曾有の豪雨災害では発災当初、被災地や被災者に議員としてどう接すればよいか分からず、右往左往するばかりでした。

2期目は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックで、議員活動を制限されました。2期8年間を振り返ると、市民の皆様の負託に十分に答えることができなかつたと反省しております。

今回で23回目の一般質問は、取り組んできた事柄、また市民の皆様から頂いたお声の中から、特に実現していただきたい案件を提起させていただきます。

執行部におかれましては明快なる回答をよろしくお願いいたします。これよりは質問席にて質問させていただきます。

（6番佐々木明子君降壇）

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） それでは、通告に従いまして質問してまいります。

教育行政について。

小中学校におけるマスク着用と給食時のコロナ対策について、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用について、政府は3月13日から屋内でもマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする方針を示しました。文科省も政府の方針を受け、学校においては4月1日よりマスクの着用を求めないことを基本とする旨の通知を出しています。

教育委員会として4月1日以降の小中学校におけるマスクの着用について、どのように対応していくのかお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの4月1日以降の小中学校におけますマスク着用についてお答えをいたします。

2月10日付、政府対策本部決定におきまして、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方につきましては、学校教育活動の実施に当たっては、「マスクの着用を求めないことを基本とする」とされております。朝倉市教育委員会といたしましても、政府の方針に従い対応していく方針でございます。

なお、これらに係る留意事項等につきましては、改めてお知らせする予定とされておりますので、発出後は各小中学校に通知し、マスク着用の考え方について周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 今回の一般質問では、私たち議員もマスク着用なしで一般質問することができるようになりました。すごく楽です。マスクがない生活というのはどんなに楽になるだろうかとは思いますが、3年間マスクをはめた生活をしておりまして、本当、今からマスクを外した生活ができるのかなと少し不安にはなっているところです。そういう考え方は学校においてもそうでしょう。

4月1日から新学期が始まりますが、今まではマスク着用することについて指導がございましたが、それに対していろんなアレルギーとかの問題ではめられない子どももいましたでしょう。今度は反対に、「マスクは着用しなくてよい」となりますと、マスクを着用しないことについていじめがあったり、仲間外れがあったり、そういうことが起こるかもしれません。そうならないような各学校への配慮を通達するように、よろしく願いしておきます。

次に、卒業式に関して文科省は、出席する児童生徒と教職員はマスクを外すことを基本とする方針を通知しています。教育委員会側は各小中学校に統一的な指示を出しているのかお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員のお尋ねにお答えをいたします。

今年度の卒業式でのマスクの取扱いにつきましては、2月16日付で、朝倉市教育委員会から通知をしております。

児童生徒及び教職員につきましては、式典全体を通じてマスクを着用しなくてよいことを基本としております。ただし、国家・校歌等の斉唱や合唱を行うときや複数の児童生徒によります、いわゆる呼びかけを実施するときはマスク着用など、一定の感染症対策を講じた上で実施いたします。

なお、様々な事情により感染不安を抱きマスク着用を希望したり、また健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスク着脱を強いることのないように指導しております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 式の途中でマスクをしたり外したり大変かとは思いますが、各学校でばらばらと違いますか、この学校ではしている、この学校ではしないと、そういうことがないようにちゃんと指示を出しているということですので、そういう対応に差が出ないように配慮をよろしく願いしておきます。

次に、給食時におけるコロナ対策として12月定例会での答弁として、「会話は12月1日より可能としている。パーテーションは今しばらく設置する。」とありました。4月1日以降の対応についてお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの4月1日以降のパーテーションの使用につきましてお答えをいたします。

先ほど申しあげました繰返しにはなりますけれども、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする予定でございます。

4月1日以降は普段の学校教育活動で、マスクを着用しなくてよい状況になった場合、教育委員会といたしましては給食時のパーテーションは必要ないと考えております。また、感染状況が悪化した場合には、必要に応じ感染対策を行うことも考えられることを申し添えておきます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 12月の定例会の一般質問時においても申しましたが、近隣自治体がどこも設置していないパーテーションです。衛生面からも疑問があると言われております。パーテーションの設置については、今後、取り入れないように要望しておきます。

次2番、小中学校のインターホンについて質問してまいります。

小中学校において児童生徒が巻き込まれる犯罪が全国各地で相次いでおります。児童生徒の安全を守るためインターホンの役割は重要と考えます。

朝倉市小中学校のインターホン設置状況は、各学校で差があるようです。実態をお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねのインターホンの設置状況につきましてお答えをいたします。

小中学校のインターホンにつきましては、17校、全ての学校に設置をしております。

続いて小中学校全体の通話の状況につきまして御報告をいたします。教室と職員室等での通話は16校で可能でございます。残りの1校は、現在工事中で、本年度中に通話可能と

なります。また、教室間で通話が可能なのは5校でございます。

続いて、プールと職員室等で可能なのは10校、体育館と職員室等で可能なのは16校でございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 各学校においてやはり差があるようです。やはり先ほども申し上げましたように、児童生徒の安全を守るためにも、学校内全域をカバーできるような例えば今GIGAスクールなどでIT関係が各学校配置されるようになりましたけれど、無線学校LANなどを取り入れたインターホンを至急整備すべきではないでしょうかお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えをいたします。

令和2年度にGIGAスクール構想が進められ、学校現場にネットワーク環境が整備をされております。令和3年度に、そのネットワーク環境を利用しましてタブレットがインターホンに代わる機能となり得るか実証実験を行っております。

その結果、学校内のネットワーク環境は、教室、特別教室を中心に整備されたため、それ以外の場所では聞こえにくかったり、通信が途切れてしまうなど、インターホンに代わる機能にはなり得ておりません。しかし、校内で有効に使える通信手段は必要だと考えております。インターホンに代わる通信手段を含め、今後も研究してまいります。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 児童生徒の安全のためにも至急の整備をよろしく願いしておきます。

次、朝倉市における放課後子ども教室の取組について。

放課後子ども教室は、文科省が所管する補助事業として平成19年度（2007年度）から全国で実施されております。朝倉市で実施している放課後子ども教室の実施状況についてお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの放課後子ども教室の実施状況につきましてお答えをいたします。

国と県の補助事業でございます地域学校協働活動事業の中の、放課後子ども教室を令和元年度から大福小学校において、そして令和2年度から福田小学校において実施をしております。

この事業は、地域住民、保護者、地域コミュニティの幅広い地域住民等の参画を得まして、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核としました地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う事業でございます。

す。

大福小学校と福田小学校の放課後子ども教室は、保護者のお迎えが可能であります3、4年生の希望児童に対し、週2回の放課後に1時間程度宿題や国語、算数等の学習支援に取り組んでおります。

内容といたしましては、授業のような形ではなく、参加児童が宿題や教材に取り組みながら、分からない箇所や悩んでいる箇所について学習スタッフがサポートを行っております。今年度の参加児童は、それぞれ5名ずつでございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 朝倉市内で2校、大福小学校、福田小学校の中で子ども教室が取り組まれているということですが、文科省が通知をして15年が経過しております。朝倉市の実施率は低いようです。もう少し取り組む子ども教室が増加するような周知をお願いしたいと思います。

また、学習教室だけでなく、華道とか茶道、和楽器、舞踊などの日本伝統文化やスポーツなどを実施している放課後子ども教室を運営しているところも全国にはあるようです。文化協会やスポーツ少年団の協力の下、実施できるのではないかと考えますが、どのような段階を踏んでいけば実施可能になるかお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員のお尋ねにつきましてお答えをいたします。

この地域学校協働活動事業につきましては、地域と学校が連携しました活動が対象で、学習支援だけではございません。芸術、文化、工作、スポーツ、農業等の先ほど議員も申されましたが、幅広いメニューを実施することができる制度でございます。もちろん文化、芸術などの活動を取り入れることは可能でございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 先日、上秋月のコミュニティセンターを訪れることができました。そこでは、学童保育ではありません。そこで帰宅途中の子どもたちが寄って、そこで勉強といいますか、宿題したり、遊んだりそういったことをしているそうです、夕方まで。保護者が迎えに来るらしいですけど、そういったところにこの放課後教室というものを宣伝するというか、情報を提供しまして、もっとほかにもあるんだよというようなことを情報提供していただいたら、余計喜ばれるのかなと思いました。そういった朝倉市内においての情報を周知することを要望いたします。

次、学校教育支援員について。

I C T教育支援員については、昨年12月の定例会の北川議員の一般質問の答弁にありますが、「朝倉市はI C T教育の推進について、小中学校に4名のI C T活用支援員を配置し、各学校を巡回しながら授業でのタブレット活用に対する情報提供やトラブル対応を行っている。また「I C T研修を行いスキルの向上を積極的に図っている」とありました。

しかし、現場の教職員に聞きますとICT活用のスキルアップには努力しておりますが、各学校にICT教育支援員を1名配置してほしいという要望があります。当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えをいたします。

まず、ICT支援員の業務につきまして少し述べさせていただきます。

ICT支援員につきましては、小中学校の大規模校には週2回、それ以外の学校には週1回を基準として4名で年間延べ820日以上学校に出向いております。

学校のICT学習の指導や教員への補助、生徒へのタブレット操作の補助等を行い、教員及び児童生徒のスキルアップに貢献しております。

続いて、ICT支援員の人数につきましてですが、ICT支援員は、令和3年度は3人でしたが、今年度1人増員して4名を配置しているところでございます。

国の基準では4校に1名配属するようになっており、朝倉市は小中学校合わせまして17校ですので、ほぼ基準に沿った配置となっております。

令和6年度から全国学力学習状況調査がオンラインで実施されることなどから、これからもICT支援員によります教員への指導等が必要であると認識しております。

将来的には、教員一人一人がICTに関する知識や技術を身につけ、授業で活用できるようになっていただきたいと考えてはおります。

まずは、国の基準に沿ってICT支援員を配置していきながら、計画的な教員への研修等の充実によりまして、全体のスキルアップを図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 部長の答弁として4名の支援員は全国的に妥当な数だろうとおっしゃいましたが、現場の先生のお願いとして、要望として、やはりなかなかICT教育というのは難しいんだろうと思います。私も全然分かりませんが、先ほど部長も申されましたように、令和6年度からはオンラインによる全国学力学習状況調査も予定されているとか、そういうことについて現場の先生たちがそれこそ働き方改革じゃありませんけれど、あんまり無理にならないような、早く退職する先生が増えないようなそういうふうな取組としても、ICT活用支援員の増員があれば解消できるのかなと思いますので、増員を要望いたします。

次に、不登校復帰支援員について質問いたします。

市長の施政方針によると、「コロナ禍も相まって不登校児童生徒が増加している状況に鑑み不登校復帰支援員を増員する」とあります。令和5年度の予定配置数と支援の詳細についてお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの不登校復帰支援員の、まず人数につきましてお答えをいたします。

不登校復帰支援員は、今年度は立石小学校と甘木小学校に各1名ずつ2名を配置しております。また来年度は1人増員をし、3人体制を予定しているところでございます。

続きまして、不登校復帰支援員の業務につきまして述べさせていただきます。

不登校復帰支援員は、不登校や不登校傾向にあります児童とその保護者に対しまして、教育相談や指導を行い、学校復帰につながる支援を行っております。

具体的には、登校していない児童の確認や学校に遅刻・欠席の連絡がない保護者への確認、そして登校していない児童宅を訪問しての登校支援、保護者からの教育相談などを行っております。

不登校復帰支援員の取組によりまして、不登校の児童に改善の傾向が見られたり、また不登校傾向の児童の欠席日数が減ったり、保護者からの教育相談によりまして、保護者の心のケアにつながったなどの効果が表れております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） そのほかにスクールソーシャルワーカーが朝倉市には配置されていると思いますが、今年度は2名だったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育課長。

○教育課長（中村守康君） 本年度につきましては、朝倉市で2名、あと県からの配置事業で1名の3名配置をしております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 私が議員になりまして、質問してきた頃から比べるとかなり配置されているように思います。県からスクールソーシャルワーカー1人、合計3人で令和5年度からは3人、合計6人体制になる。そのスクールソーシャルワーカーの先生方はどちらに今待機してあるのでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育課長。

○教育課長（中村守康君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、1名は常勤でございまして、教育委員会事務局と甘木中学校に日替わりで勤務をしております。残りの2名につきましては、必要に応じて配置を各学校に行っていたり、派遣をしたりという形を取っております。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 不登校傾向の児童生徒は年々増加しておる状態でございます。立石小学校、甘木小学校に1人ずつ今配置してある。それとスクールソーシャルワーカーの先生も甘木中学校にいらっしゃる。朝倉市としてほかの自治体と比べて決して劣っているとは思いませんけれど、やはりなかなか不登校生に対するいろんなNPO法人などもございますけれど、奥の深いといいますか、難しい問題だろうと思っております。令和5年

度は1人の増加、できるだけ各学校にその不登校対応の先生が1人ずつでも配置されることを要望いたします。

次に、保健室登校という言葉は、皆様は御存じと思いますが、児童生徒が学校には登校するものの教室ではなく、代わりに保健室や図書室で過ごすということです。

朝倉市内の小中学校でも保健室登校する児童生徒がいるようです。養護教職員の話によると、保健室登校の児童生徒は年々増加しているようで、その子たちの相談、話し相手になったり、時には勉強を見たり、その子が在籍する学級との連絡などに日々追われ、本来の業務の時間が取れなくなることが多くなったと述べておられました。

学級復帰にメリットが大きい保健室登校に不登校復帰支援員を配置すべきと考えますが、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員のお尋ねにつきましてお答えをいたします。

不登校復帰支援員の業務の一つとしまして、不登校傾向への児童生徒の対応がございしますが、それ以外にも先ほど申し上げたような様々な業務に日々取り組んでおります。

電話連絡や自宅訪問、教育相談など、保健室では対応できない業務も多くございますため、不登校復帰支援員を保健室に配置することは慎重に考え、保健室を訪れる不登校傾向の児童生徒の復帰支援のために、養護教諭との連携をさらに図ってまいります。

繰り返しになりますが、不登校復帰支援員の各学校への配備につきましては、来年度1人増員を予定しております。来年度の増員者は、中学校に配置し、在籍校を中心に3人体制で市内全体の不登校復帰の支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 不登校復帰支援員を増員して3人体制、6人体制になるのは先ほどもお伺いいたしましたけれども、それはそれとして評価いたしますけれど、私が申し上げているのは学校内に保健室登校している子どもたちの対応、養護教諭と連絡を取りながらと言いますが、ほかの学級の先生はそれだけでなく自分のクラスの業務が多い、生徒への関りが多い、その中で養護の先生が、その不登校支援の子どもたちに対して関わっているということは、非常に大切なことではないかと思っております。

私ごとになりますが、甥っ子も高校のときに1年間保健室登校をいたしました。それでもやはり復帰してきちんとその後大学に行きまして、社会人として生活しております。一遍学校に足が向かなくなると、いろいろ大変だと思います。そうなる前に保健室に向かっているときに、何らかの支援の手を差し伸べる。これは大変重要なことではないかと思っております。

特に、大規模校である甘木中学校、甘木小学校、立石小学校、そこらの養護の先生は、4月から6月を除きましたら1名体制だと聞いております。せめて大規模校に対してだけでも午前中だけでもようございますので、不登校復帰支援員の配置ができたらと思ってお



ります。要望です。よろしく願いしておきます。

次に、インクルーシブ教育と特別支援教育支援員について質問いたします。

昨年9月、国連の障害者権利委員会が日本政府に対して、日本は障害のある子が分離された特別教育が続いている。全ての子どもにインクルーシブ教育を確保しなければならないとする報告を出しました。

また、障害者権利条約は、明確に特別分離教育を否定してインクルーシブ教育を推進しております。私も障害のある子を含めた全ての児童生徒が安心して同じ教室で学ぶインクルーシブ教育に賛同していますが、日本の小学校の現状を見ると、1年生から3年生の1学級当たりの上限人数は35人、4年生から6年生は40人であり、到底インクルーシブ教育を行える教育環境にはないと考えます。施政方針に支援を要する児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう特別支援教育支援員を増員するとありますが、予定増員数とどのように配置しようとしていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員のお尋ねの特別支援教育支援員につきましてお答えをいたします。

今年度特別支援教育支援員は、小学校に33人、中学校に15人、合計48人を配置しております。また、来年度は12名の増員を予定しているところでございます。

現在、各学校に特別支援教育支援員を必要とする来年度の状況調査を行っております。各学校に何人配置するのかにつきましては、その調査の結果により、今後決定いたします。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 現場の教職員の話によると、発達障害の可能性のある児童生徒は年々増加しているが、1学級20人くらまでならインクルーシブ教育は可能であり、それ以上は支援員の助けが必要になると述べてあります。

常時、学級人数が20人を超えている学級、また特別支援学級に在籍している子どもが通常学級と交流するときの学級人数が20人を超える学級に特別支援教育支援員を配置すれば、インクルーシブ教育が行なえるのではないかと考えますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えをいたします。

2月1日現在で、通常学級で人数が20名を超えております学級は、小学校は98学級中、71学級、中学校におきましては42学級中、36学級、合計で140学級中、107学級でございます。

また、特別支援学級の児童生徒が交流すると20名を超えます学級数は、小学校では2学級、中学校では4学級、合計6学級でございます。

今の2つを合計いたしますと140学級中、113学級で約通常学級の8割でございます。その学級全てに113人の支援員を一律に配置することは難しいのではないかとこのように考えております。

また、来年度は12名の増員を予定でございます。まずは増員による効果を検証していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 朝倉市の大規模校を除いたら、私の考えとしたら20人以下の学級がもうちょっと多いのかなと思っておりましたが、調べていただいたら、かなりまだ20人を超える学級数であることは分かって、びっくりしているところではありますけれど、全てその学級に毎時間配置しろと言っているわけではありません。

まず、そのときのクラスの人数も大事ですが、プログラムといいますか、カリキュラムを見ながらここには必要だといって配置していく、そういったことを検討すれば、今度12名配置、増員してくれているということですので、それに上学年になりますと、かなり発達障害の子なども落ち着いてくる傾向にあります。1年生から3年生までの学級数に限るとか、そういうところで20人を超える学級に対して配置していただければ、インクルーシブ教育ができるのではないかと考えております。

そのところを検討していただいて、少しでもインクルーシブ教育ができるような、先ほども言いましたように世界の中ではインクルーシブ教育を求めていますので、いずれ将来において特別学校、特別支援学級というのは是正されていくというふうに考えております。そのときに慌てないように、朝倉市においてはもうずっと前からインクルーシブ教育ができておったとなれるような状況になることを要望いたします。

昨今、発達障害のある子どもへの通級指導は重要だと考えられるようになってきております。現在、朝倉市内小中学校の通級指導は、甘木中学校、甘木小学校、教育支援センター、朝倉地域生涯学習センターの4か所で実施されております。

先ほどもお願いしましたように、特別支援教育支援員の配置が十分できるようになれば各学校の特別支援学級の教職員による自校通級が可能となり、通級指導がより一層促進できるのではないかと考えております。

教育長は私が提起した不登校復帰支援員の保健室への配置、インクルーシブ教育に不可欠な特別支援教育支援員の増員、配置方法、自校通級教室の促進についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 今、議員が申されました3点について端的にお答えさせていただきます。

まずは不登校復帰支援員、これは実は朝倉市独自の取組でございまして、ほかの市町村には数少ないものでございます。現在、立石小学校、甘木小学校に配置をさせていただい

て、来年度も中学校に1校、予算を計上している状況でございます。

要は、保健室に子どもたちが、以前はたくさん不登校傾向のお子さんとかが寄って、保健室自体の機能もできない。養護教諭の先生の仕事がままならない状況というは以前もございました。今も多少あるかもしれません。

そういった状況を打開するために本年度から実は各小中学校、特に不登校の多い学校につきましては、校内適応指導教室、またはそのスペースを作ってくださいというふうに4月に各学校には周知をしました。各学校ではそういった空き教室、またはスペースを確保していただいております。

理想的にはそこに全員、復帰支援員の方に入っていただく、これが一番の理想ではございまして、そういったことでスペースを確保していただいております。来年度は3名配置ということで、まずは不登校が若干多い学校から配置させていただきたいというのが一つ考えているところでございます。

ただ、これだけでは当然不登校というのは減りません。経験上からも大変難しい問題でございまして、様々な取組等々をまだまだ考えながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

2つ目でございますが、インクルーシブ教育。議員も言われるように全ての子どもたちへの個々に応じた支援というのは十分必要であるというふうに考えております。

しかしながら、多くの特別支援学級では、複数の児童生徒が最高8名までなんですけども在籍しております。そして在籍する学年、学級と交流もしております。一緒に授業を受けたりもしております。

全員が同じ時間に交流学級に行く、一斉に行くというのはなかなかこれはできませんので、特別支援学級の担任の先生は交流学級に行っていない児童生徒をその間指導しているという状況が全学級でありますので、空き時間がほとんどない状況でございまして。その辺についてはなかなか難しい面がございまして、今後またいろいろ考えていきたいなというふうに考えております。

最後でございます。校内での通級指導教室、これにつきましても市内通級指導教室が何校か設置しております。実は、これは他の市町村にはなく先駆的に早めに導入をさせていただいた経緯がございまして。

この通級指導教室の担当の教員は現在もそうですけども、臨床心理であるとか、特別支援教育士といった資格などを特別に、さらに専門性の高い資格というものを有すべきということでございまして、通常の担任等々がすぐできるかというとなかなかすぐにはできないという状況でございまして、校内でのそういった通級指導教室も含めまして、特別に支援を要する子どもさんたちに対しては、現在のところは支援員の方をまずは増やしていった、個に応じた対応をしていくというふうに今現在はやっているところでございまして、これで十分だとは当然考えていないところでございまして。今後また勉強してさらに検

討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） ありがとうございます。障害のある児童生徒が全て地元で安心安全に学校生活を送ることができるインクルーシブ教育環境の整備、また通級指導教室が全学校で実施されることを要望しておきます。

次に、平成29年7月九州北部豪雨災害からの復興について質問いたします。

1、豪雨災害被災者の生活再建状況について。

平成29年7月5日未曾有の豪雨災害から5年8か月になろうとしております。発災当初、被災された1,069世帯の住宅再建状況を見ますと、昨年2月末では、本再建済み世帯1,026世帯、再建のめどが立っている世帯32世帯、本再建未定の世帯が11世帯でした。

今年1月末現在は、本再建済み世帯1,038世帯、本再建のめどが立っている世帯28世帯、本再建未定の世帯3世帯と再建が進んでまいりました。

そこで、本再建のめどが立っている28世帯と本再建未定3世帯、併せて31世帯の現在の居住状況をお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） お答えいたします。

再建未定の方は3世帯中2世帯が公営住宅に、1世帯が民間賃貸住宅でございます。再建中の方につきましては、28世帯中8世帯が公営住宅、18世帯が民間賃貸住宅、あと2世帯が親類宅でございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 公営住宅に入居されている10世帯、親類宅におられる2世帯、併せて12世帯を除く19世帯がまだ民間賃貸住宅に居住されているようですが、令和5年度も引き続き家賃支援は行われるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） お答えいたします。

公共事業の影響等で自宅の再建を待っている方を対象に、再建準備世帯として令和元年度から支援を行っております。先ほどの19世帯中17世帯は、毎年申請をしていただいた上で支援のほうを行っております。1世帯は被災時が借家であったため、支援のほうは行っておりません。もう1世帯は支援を受けないことで判断をされております。

今後の支援につきましては、令和元年度に96世帯の支援から開始いたしまして、令和2年度からの延べで100世帯分の支援を確保しております。実績といたしまして令和2年度から現時点までで延べ77世帯となっております、延べ23世帯の支援の枠を確保している状況でございます。

毎年申請していただく際に、理由を確認しております公共事業の進捗等を踏まえまして、支援の枠は十分に確保できていると考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 延べ23世帯の家賃支援の枠は確保されているということで、令和5年度においては家賃支援は十分に確保されているようですが、残りが4世帯ぐらいですか、23世帯から今年の17世帯ぐらいを引くと、4世帯から6世帯ぐらいとなるようです。令和6年度以降も被災者に寄り添った支援がなされますよう要望いたします。

次、質問をいたします。令和5年度から組織機構の見直しにより、復興推進室が企画復興部の総合政策課と都市建設部の都市整備課へ移管することになりますが、被災者の生活再建支援体制はどのようなのでしょうか。また、地域支え合いセンターの運営はどのようなのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） お答えいたします。

現在の体制でございますが、復興推進室は復興推進係、被災者支援係及び暮らしの再建係の3係で構成しております。復興推進室長のほか復興推進係は係長以下3名、被災者支援係は係長以下3名、あと暮らしの再建係は参事及び係長以下3名でございます。支え合いセンターは本庁舎に1名、杷木支所に2名を配置しております。

令和5年度は、暮らしの再建係は都市整備課に配置する予定になっておりまして、復興推進係と被災者支援係は統合いたしまして復興推進係となります。被災者の生活再建を引き続き支援できるよう、現状に近い職員数で調整のほうを進めております。また、支え合いセンターは本庁舎には配置せず、杷木支所には現状どおり2名の配置を予定しております。

被災者の生活再建の状況と見通しを捉え、今後も被災者へ支援がしっかりとできる体制を確保していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 平成30年6月に1,069世帯の見守りから始まった地域支え合いセンターですが、今年1月末まで、まだ38世帯を見守っております。被災者の相談窓口として、また、心のよりどころになっている支え合いセンターの業務が継続になりましたことを心より感謝申し上げます。

先日、支え合いセンターの職員のもとに行ってまいりましたが、やはり、一応再建を決めていらっしゃる公営住宅に住まわれている方も、「やっぱり家が欲しい」、「建てたい」と言われる方もいらっしゃるそうです。その方たちのためにも相談窓口として、心の拠り所として被災者世帯が全て再建されるまで、地域支え合いセンターの存続を要望いたします。

次に、松末地域災害復興の進捗状況について質問いたします。

質問の順序を②、③、①に変更させていただきます。

農地改良復旧事業について、平成29年7月朝倉市を襲った九州北部豪雨は多くの住民の

命を奪い、大地は見る影もなく一変し、誰もが経験したこともない甚大な被害をもたらしました。

災害から5年7か月が経過した現在、赤谷川、乙石川は令和4年度末の完成を目指し、河川の工事が急ピッチで進められ、それに伴い区画整理工事も徐々に進められております。市内及び松末地区の農地改良復旧事業の進捗状況をお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（新開栄治君） 平成29年7月九州北部豪雨災害におきまして、市内9河川の流域で被災した原型復旧が極めて困難な農地及び農道、農業用水路等の農業用施設の復旧を区画整理型で行っております。

9河川、流域の内訳ですけれども甘木地域で黒川、疣目川の2河川、朝倉地域で桂川、妙見川、奈良ヶ谷川の3河川、杷木地域で北川、白木谷川、赤谷川、乙石川の4河川、計9河川流域となっております。また、農地改良復旧エリア内に砂防や河川工事等の事業があることから、関係機関との事業調整を図り、協議が整ったところから工事を実施しております。

復旧工事については21工区に分けて実施しておりまして、現在、6つの工区は工事を完了し、完了率については29%となっております。

今年度新たに一つの工区について、工事完了予定でありまして、現在残りの14の工区のうち13の工区については、工事を実施中でございます。着手率については95%となります。未発注となる1つの工区については、工事請負契約締結議案を今回の3月議会に上程しております。松末地区については4つの工区、乙石川で1つの工区、赤谷川で3つの工区の工事を実施中でありまして、早期の工事完了を目指しているところでございます。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 1日も早い農地の復旧を願うものです。

ところで、農地改良復旧事業で整備している一部完了地区において、農地に石礫があると聞いております。今後、本格的に工事が進捗する松末地区への対応について、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（新開栄治君） 平成29年九州北部豪雨災害において、河川沿いの農地等が被災し、農地の表土が流出している状況であります。そのため河川工事や開発工事で不要となった表土の確保に努めているところでございます。

農地の石礫については、関係権利者の方々には工事説明会などで周知をしているところでございますけれども、今後、松末地区の施工中の工事では十分配慮しながら進めてまいります。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 区画整理が完了し、やっと営農再開できるようになっても石礫等により営農を延期しなければならないことは、被災住民の活力を失わせるものです。細心の配慮をお願いいたします。

次に、復旧後の営農について質問いたします。

区画整理工事が完了し営農再開となりますが、災害で損失した農機器具など新たに取得しなければならないと思います。資金等の支援や情報提供は行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） では、お答えいたします。

平成29年度より福岡県の災害復旧事業の一つであります農業機械・施設災害復旧支援事業というものを活用いたしまして、農業用機械や施設の復旧を進めておるところでございます。

この補助対象者につきましては、農地が復旧したまたは農地が普及する見込みがある方で、農業用機械や施設が被災したことの証明を受けた農業者が対象となります。

補助内容ですけれども、被災した農業用機械、施設の再取得にかかる経費の一部補助となりまして、原型での復旧支援となるため同じ大きさや能力、同じ施設面積となります。なお、補助率につきましては、農業用機械が事業費の2分の1以内、農業用施設については事業費の10分の8以内となっております。

少々長くなりますが、もう少し説明させていただきますと、例えば機械利用組合や集落営農組織など組織化して大型農業用機械を導入する場合には、従来からある水田農業担い手機械導入支援事業の活用も検討できるところでございます。

この事業は、災害復旧に限らず平野部から中山間地も含めた米、麦、大豆の生産を行う農業者向けの補助事業でございまして、採択要件と導入機械の能力要件がありますけれども、中山間地域は緩和措置が設けられているところでございます。またこの事業の補助率は2分の1以内となっております。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 周知はされているとは思いますが、住民は不安を訴えております。寄り添った対応をお願いいたします。

松末地域は豪雨災害により農業に従事する住民が減少しております。また、今後、高齢化により農業をやめる住民が出てくるかもしれません。耕作放棄地が生じてくる恐れがあるのではないかと考えられます。行政はその対策について考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

松末地域のこれからの地域営農を考える検討組織を設立するため、福岡県やJA筑前朝

倉、そして農地中間管理機構の関係機関と連携いたしまして、松末地域と協議を重ねた結果、令和4年度には松末コミュニティ内に松末営農検討部会が設立されたところでございます。

令和4年4月には、第1回松末営農検討部会が開催されまして、部会の呼称を「チーム松末」とされました。第2回の検討部会では、チーム松末の役割として「みんなの思いを一つに」、「安心して営農再開ができるように」、そして「松末にあった形態を探る」の3つをスローガンに掲げ、今後の方向性について協議を行うことが決定され、グループ討議などを行ってきたところでございます。現在まで検討部会が4回、役員会が10回開催されまして、全て関係機関が出席し支援を行っております。

今後とも地域営農が継続されていきますよう、関係機関と連携を強化しまして地域と協議を行いながら営農再開支援について取り組んでいくところでございます。以上です。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 施政方針に述べられていますように、被災地が新たな魅力、活力ある地域として生まれ変わり発展していくためにも、被災者に寄り添った対応がなされますように要望いたします。

最後に、松末地域コミュニティセンターについて質問いたします。

乙石川、赤谷川の改良復旧河川工事も間もなく完成が近づいてきました。昨年3月定例会の一般質問の答弁として、松末小学校校舎を改修し、松末地域コミュニティセンターを設置するに当たり、地元の方々とさらに意見交換しながら設計を進めるとありました。進捗状況をお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） お答えいたします。

本年度は被災した校舎や体育館の耐力度調査を行った後、現在は校舎改修及び特別棟解体の実施設計を行っている状況でございまして、令和5年度に校舎改修及び特別棟解体を実施する予定となっております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 松末地域コミュニティは10年以上前からそばを生産し、そば粉販売やそば打ち体験を行い、交流人口を図るなど地域おこしを積極的に取り組んでまいっております。豪雨災害後もいち早く復旧・復興に立ち上がり、そばを原料にしたクッキーやかりんとう作り、そば打ち体験に頑張っております。

校舎改修の設計に当たり、ほかのコミュニティの整備の概念にとらわれることなく、松末の頑張りに応えられるような設計となっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部付部長。

○総務部付部長（藤浩二郎君） お答えいたします。

今回の松末小学校改修につきましては、コミュニティとの意見交換に沿いまして1階を



コミュニティセンターとすること。2階は自治集会所のスペースとして活用すること。3階は地元自主避難場所とすることを大枠といたしましてコミュニティと意見を交わし、設計のほうに入っております。

12月に設計業者が決定いたしまして、ベースとなる設計が済んだため、現在、詳細に係る部分を適宜コミュニティと打ち合わせをしている状況でありまして、一定の基準や予算の範囲はあるものの、応えられるものは応えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 松末地域の住民が元気になれば移住・定住してくる方が増えるかもしれません。松末の頑張りの拠点となる松末コミュニティセンターが松末地域住民の思いにかなったセンターに設計されることを要望いたします。

松末地域には、令和5年度には災害伝承広場整備も計画されています。民間によるキャンプ場も建設されるようです。松末を訪れる方々にとって、そば料理をふるまうなど松末地域の方々は大きな夢と希望を持って前に進んでおります。

松末地域が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していくためにも力強い後押しが必要です。市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 市長。

○市長（林 裕二君） 松末地域の頑張りと、そして創意工夫本当にありがたいと感じております。このことに対しまして、市といたしましてもしっかりと後押しをさせていただきたいと思っております。

令和6年度からの発展期に向けまして、ふるさと朝倉を取り戻すため復興事業に取り組んでいきます。松末地域をはじめとするコミュニティ、ひいては朝倉市が被災前よりも元気で笑顔があふれ、再び輝くよう邁進してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木議員。

○6番（佐々木明子君） 市長、ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

国道386号線、杷木の信号を左折し八女香春線を1キロほど進み高速道路橋をくぐると、間もなく右手の畑の中に「松末は再生します」の横断幕が見て取れます。未曾有の豪雨災害に見舞われた松末地域ですが、住民は打ちひしがれてばかりはいません。災害復旧工事に携わっている方々にお弁当を作って販売したり、特産のそば粉を使ったクッキーやかりんとう作り、そば打ち体験事業など「そばの里」として生まれ変わろうとしております。

行政の松末地域への継続的な支援を願います。私もこれからは一市民として応援していきたいと思っています。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。2期8年間短い在任期間ではございましたが、御支援、御指導をいただきました市民の皆様、市長をはじめ職員の皆様、議員の皆様

様、本当にありがとうございました。

○議長（半田雄三君） 6番佐々木明子議員の質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は終わりました。これにて一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩